公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和８年（ヘ）第２号

兵庫県神戸市灘区備後町五丁目２番１－1004号
申立人　石岡　幸雄
権利を争う旨の申述の終期　令和８年12月25日
令和８年９月10日
堺簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　Ｅ02165
金額　5,000,000円
支払人　株式会社紀陽銀行堺支店
支払地　大阪府堺市
振出日　平成27年３月４日
振出地　大阪府堺市
振出人　株式会社紀陽銀行堺支店　支店長　山本　敏樹
最終所持人　石岡　裕子

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和８年（家）第３７号

福岡県みやま市瀬高町上庄1183番地
申立人　松石　未美
本籍福岡県みやま市瀬高町上庄658番地
最後の住所福岡県みやま市瀬高町上庄1183番地
不在者　松石　由美
昭和39年９月３日生
届出期間満了日　令和９年１月18日
福岡家庭裁判所柳川支部

令和８年（家）第６９６２号

埼玉県入間郡三芳町大字北永井３７５番地６
エクラシア三芳北永井
申立人　田中　正友
本籍東京都板橋区成増二丁目１４０番地
最後の住所不明
不在者　松戸　善治
大正８年１０月１日生
届出期間満了日　令和９年１月１８日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第1796号

札幌市豊平区平岸４条９丁目１１番２１号
申立人　白倉　ノリ子
国籍アメリカ合衆国
最後の住所不明
不在者　リチアード・エストラダ
生年月日不明
届出期間満了日　令和9年1月18日
札幌家庭裁判所

令和８年（家）第２５６号

茨城県水戸市吉沢町705番地の５
申立人　篠崎あゆみ
本籍名古屋市中区大須二丁目3202番地
最後の住所愛知県一宮市光明寺字神明前96番地
不在者　若山　暢子
昭和９年１月11日生
届出期間満了日　令和９年１月18日
名古屋家庭裁判所一宮支部

失踪宣告

令和７年（家）第２０６８号

本籍北海道石狩市花川南四条３丁目５番地
最後の住所名古屋市熱田区六番３丁目９番23号フォーブル平松２02号
不在者　永田　稚春
昭和23年２月１日生
令和８年８月29日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

令和７年（家）第８７号

本籍鹿児島県大島郡龍郷町浦390番地
最後の住所鹿児島県熊毛郡上屋久村大字吉田11番戸
不在者　新納喜祖重
昭和６年９月30日生
令和８年９月11日失踪宣告審判確定
鹿児島家庭裁判所屋久島出張所
裁判所書記官

令和７年（家）第６７号

本籍静岡県伊東市宇佐美１７０４番地３
最後の住所静岡県伊東市宇佐美１７０４番地の３
不在者　中村　義夫
昭和１４年１０月４日生
令和８年９月１１日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所熱海出張所裁判所書記官

令和７年（家）第５１９号

本籍兵庫県姫路市神屋町１０１番地２
最後の住所兵庫県姫路市神屋町１０１番地２
不在者　大桐　麻子
明治37年３月25日生
令和８年９月９日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所姫路支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記の権利は失権する。

令和８年（ヘ）第１号

宮城県大崎市田尻大嶺字宝暦１６番地
申立人　伊藤　正俊
権利の届出の終期　令和８年９月７日
令和８年９月11日　古川簡易裁判所
（別紙）　目録
土地　大崎市田尻大嶺字西沼109番
田　1031平方メートル
登記年月日番号　仙台法務局古川支局大正15年4月23日受付第695号
登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　大正15年1月15日設定
借賃　金６円８銭
支払期　毎年12月15日
存続期間　５年
賃借権者　名取郡館腰村飯野坂字町60番地
中澤　清三郎

破産手続における保全管理命令及び包括的禁止命令

令和８年（フ）第３４６号

茨城県神栖市波崎8850番地
債務者　株式会社大勝
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　安　隆之
３　主文　全ての債権者は、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
令和８年９月24日
水戸地方裁判所民事部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第８２６号

東京都江東区清澄２丁目４番14号
債務者　有限会社フーズ・プランナー・アント
代表者取締役　難波　愛子
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　義和
４　破産債権の届出期間　令和８年10月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午後１時50分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６３８８号

東京都中央区東日本橋３丁目10番９号　備広東日本橋ビルⅡ２階
債務者　株式会社ウェブアスク
代表者代表取締役　高見　久子
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松井　創
４　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６４０号

東京都千代田区鍛冶町１丁目７番17号　三新鍛冶町ビル102
債務者　ＢＡＫＵ－ＹＡ．ｉｓｍ合同会社
代表者代表社員　吉澤　雄二
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉田　敬光
４　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部